

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和3年10月18日（月曜日）

開 会 午前 9時59分

閉 会 午後 0時04分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 長	久 保 大 憲
副 座 長	柏 佳 枝
委 員	高 原 讓
//	田 辺 裕 三
//	豊 岡 達 郎
//	吉 田 修
//	松 井 邦 人
//	金 谷 幸 則
//	上 野 蛍
//	高 田 真 里
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	橋 本 雅 雄
//	村 石 篤

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	山元 幸彦
庶務課長	大野 満
庶務課長代理	船木 寛人
庶務課庶務係長	竹端 志織
庶務課主査	神戸 聖恵

6 協議結果について

1 事務員を雇用した際の源泉徴収事務等について

(1) 適切に源泉徴収事務等を行ったことを確認するために、証拠書類を提出することについて、全会一致となった。

具体的な提出書類については、自民党を参考にしながら、改善点等については、次回以降に協議を行うこととした。

(2) 事務員を雇用した際には、「給与支払事務所等の開設届出書」又は「法人番号指定通知書」、及び「雇用保険適用事業所設置届事業主控」を事務局に提出することについて、全会一致となった。

2 会派事務員の労働時間の適正な把握について

気魄提案の「会派事務員の労働時間を適正に把握するために、タイムレコーダーを設置すること」については、全会一致となった。

具体的な購入方法や運用方法については、次回以降に協議を行うこととした。

3 見積書の添付の一部廃止について

(1) 気魄提案の「少額な文房具等の支出の際に必要な添付書類のうち、「品名並びに単価及び数量が記入された納品書等」には「見積書」を含めないこと」については、全会一致となった。

(2) 気魄提案の「自宅での新聞2紙目の購読料については、個人の通帳の写しを添付することによって、領収書の提出を求めないこと」については、全会一致となった。

4 広報誌の取扱いについて

(1) 座長提案の「議員ごとの発行は、一人会派の議員はやむを得ないが、複数の議員が所属する会派は、議員一人の活動や質問だけを記載した広報誌

を発行することは厳に慎むこと」については、意見の一致を見なかった。

(2) 座長提案の「議員名の掲載は、必要最小限に抑えるとともに、住民訴訟において「議員名」を広報誌に掲載することは認められないとして、主張されていることから、その判決が出るまでは、「議員名」を政務活動以外の活動の項目として扱い、政務活動費の充当に按分を適用すること」については、意見の一致を見なかった。

(3) 座長提案の「議員の顔写真の掲載は、立憲民主市民の会の提案を参考にしながら、必要最小限に抑えるとともに、住民訴訟において「議員の顔写真」を広報誌に掲載することは認められないとして、主張されていることから、その判決が出るまでは、「議員の顔写真」を政務活動以外の活動の項目として扱い、政務活動費の充当に按分を適用すること」については、意見の一致を見なかった。

(4) 座長提案の「時候の挨拶は、一般的に使用される定型的な挨拶文は認めるが、年賀状や暑中見舞い、その他これらに類する挨拶状を目的としたものは一切認めないものとする」とともに、住民訴訟において「議員個人の挨拶」を広報誌に掲載することは認められないとして、主張されていることから、その判決が出るまでは、「議員個人の挨拶」を政務活動以外の活動の項目として扱い、政務活動費の充当に按分を適用すること」については、意見の一致を見なかった。

5 タブレット端末について

タブレット端末の導入費及び通信費を政務活動費でも負担することについて、議長より本検討会で協議されたい旨の依頼があり、導入費及び通信費についてそれぞれ1/2を政務活動費で負担することについて、全会一致となった。

7 会議の概要

座長 それでは、時間より少し早いですが、ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

 また、本日の議事録の署名委員に、豊岡委員、大島委員を指名いたします。

 それでは、これより協議事項に入ります。本日の協議事項はお手元に配付のとおりです。初めに、協議事項の1番目、事務員を雇用した際の源泉徴収等についてであります。

 このことにつきましては、現在、運用指針において具体的な取扱いについて明記されておらず、今回、多くの会派で手続に不備があることが判明しました。そこで、先日、議長から関係のある会派に対して、税務署等にて必要な手続を行うように通知されましたが、これについては、事務局が対応状況を確認したところ、現在雇用している全ての会派で、過去5年間を含め税務署への対応が完了したとのことであります。

 そこで、今後については、同様の不備が起らないよう、各会派で統一した手続をしてチェックできるようにしてはどうかと思います。座長としましては、一連の不祥事があった後に、このような形で雇用に関して納税の義務、

手続が適正に行われていなかったことについては大変遺憾でありますし、議会としては、ここからいま一度信頼回復に努めて、襟を正して、この政務活動費の使用に当たっていきたいと思います。

私から、今後の手続のありようについて皆さんに御提案をさせていただきます。

私から提案をさせていただく内容というのは、現在、自由民主党会派が行っているこの事務員の雇用に対する取扱いにあります。

まずは、支出伝票への記載方法として、政務活動費の支出額は雇用契約額とすると。

雇用契約額の中から、事務員の給与、実際に事務員に払う分、雇用保険料、これは天引きする分、源泉所得税、これも源泉を引いておくもの、市民税・県民税、これも該当するものがある場合、雇用契約額のうちこの内訳をしっかりと明記をすると。

政務活動費の支出額については、それぞれ表記のとおりです。

証拠書類については、事務員口座への振替証明書もしくは領収書、これは当然支払って受け取った額になります。雇用保険料管理口座の写し、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書、これについては、納付の義務がありますので、たとえゼロの場合でもうちの会

派はつけることにしています。あとは、個人市民税・県民税の領収証書といったものを添付しているわけです。

今の時点では、各会派の雇用内容等により、一律とできない部分もあろうかと思いますが、今後、この自民党の案を参考にして、皆さんに手続を行っていただきたいというふうに思いますが、皆さんの御意見を伺います。

質疑はありませんか。

吉田委員

政務活動費の支出額に、①事務員の給与（雇用保険料や源泉所得税、市民税・県民税を差し引いた金額）とあるでしょう。これは差し引いた額ではなくて、最初の支給額。だって、雇用保険料や源泉所得税や市民税・県民税は預り金なのですよ。だから、それは預かっているだけであって、そして納めるわけではないですか。政務活動費として支出するのは総額だと私は思いますけれどもね、常識的に。

座長

まず、支出内容の総額の記載があります。例えば、10万円を払って1万円を源泉で引いているとします。事務員の給与に振り込むのは9万円なわけです。それはちゃんと9万円を振り込んだということを証明しましょうということであって、これは事務員に10万円

を渡したということになりますと、そもそも天引きの額、要は、事務員が実際に手にした額は分かりませんので。

吉田委員 それは給与明細を添付すれば分かるではないですか。

座長 ですので、明細は添付されても構いません。今、あくまでこれは自民党の案として出させていただいています。これは手引の3ページ、1丁目1番地に透明性の原則、活動報告書、会計帳簿、領収書などの客観的な証拠書類に基づき、市民に対して明確に説明できなければならないというふうにあります。ですので、ここに関しては、今お諮りするのには、あくまでこれは自民党のやり方ですので皆さんに強制するわけではありませんが、きちっとどういうお金が事務員に幾ら渡ったのか、どれだけのお金を税務署に納付したのか、いつ納付したのか、そういったものが明確に分かるように皆さんに手続を行っていただきたいということでもあります。

吉田委員 いや、総支給額10万円で1万円が会派に収入として表れるのは差引きですよ。これは収

入に表れないのです。単に後で税務署なり市役所なり労働局に納めているわけで、単なる通過点にすぎない。だから実際に払ったのは10万円なのですよ。そうでしょう。実際に銀行振込したのは9万円だとしても、その内訳ははっきりしているわけだ、給与明細をつければ。

座長 給与明細をつけて、幾ら事務員さんが手にしたのか、いつ、どのタイミングでその源泉を預かっているのか、その預かった源泉をいつ払ったのか、これが分かるようにしましょうと。

吉田委員 それも全部分かるのですよ、それで。だって、事務員の給与は手取りではないのですよ。手取りはそうだけれども、実際は確定申告するのは総支給額でやるわけではないですか。そこからいろいろ引くわけだから。

座長 なので、吉田委員、政務活動費の支出額は雇用契約額と言っているのです、そこについてはそのとおりではないですか。

谷口委員 今、座長が言われたとおり、吉田委員が言われるのは間違いではないと思うのですが、

支出伝票への記載方法というところで雇用契約額と書いていて、ここにまた政務活動費の支出額と書くからややこしくなるので、これはなしで証拠書類をちゃんとつけなさいよという意味で俺は理解したのですけれども、そういう説明だったら多分吉田さんも理解できるのではないかなと思うのですが、どんなものでしょうか。

座長 吉田委員、それでよろしいですか。

吉田委員 後にもちょっと引っかかってくるのだけどもね。

高田委員 源泉徴収は、そもそも支払額から源泉の分を差し引くことが支払者に義務があるわけです。10万円の内訳をしっかりと源泉徴収しました、納付しました、そこまでが支払者の義務であって、総額の金額は最初のトータルのところに出ているわけですから、その内訳として、今、座長が言われる本人にお渡しした分、納めた分というものを、証拠書類をつけて分かるようにしてくださいということなので、逆に、これ以外の方法は私はないのではないかと思います。

吉田委員 いや、そうではないよ。特別徴収義務だからね、源泉や市民税、住民税は。

座長 今、所得税の話。

吉田委員 所得税も。

座長 所得税は特別徴収義務ではない。

吉田委員 え？

座長 雇用主の義務です。

吉田委員 何が？

座長 所得税に関しては。

吉田委員 集めた源泉所得税をまとめて雇用主が払うわけで、納めたのは本人ではないですか。雇用主は10万円を給料あるいは通勤手当として支給するわけで、政務活動費の支出額はあくまでも10万円。それは明らかですよ。

座長 ですので、最初に支出伝票への記載方法に政務活動費の支出額は雇用契約額と明記してあります。

吉田委員 雇用契約額は時給1,100円の時間数というのが給与として支払う総額なのです。

座長 うん、給与として支払う総額です。それは間違いない。

吉田委員 それが政務活動費の支出額にすべきだと。

座長 なので、そのとおりの表記になっています。

大島委員 まず、この政務活動費というのは、もちろん皆さん御存じのように、税金という公のお金です。そこから事務の職員の方に支払われると。それが自民党の案というか、そういうもので統一していないというのはちょっとおかしいと思うのですよ。マニュアルで統一していなければ事務局の方がまた苦労するだけで、決して事務局にこれ以上負担をかけてはいけないので、公でお金を出す以上は、事務員に対して幾ら出しているかということもオープンにならないといけないということであれば、どういう書き方をするか、やはり全ての会派で統一していただきたいと思います。

上野委員 事務局に確認したいのですが、これを記載す

るとなるとかなり個人の方の情報が載ることになると思うのですけれども、個人情報保護的にはこれらは今、黒塗りになっているということですか。

庶務課長 今現在の取扱いでいいますと、個人の方の氏名を黒塗りにして公開しているという形になります。

上野委員 確かに、明細としてどこにどう流れていったかというのはある程度必要だと思うのですけれども、例えば、御家族の状況であったりとか、障害の有無であったりとかというのが、額によっては分かるのではないかなと思うのですが、自民党会派さんは今現状、これは全部載せておられるという認識でよろしいですか。

座長 まず、源泉所得税であったり、市・県民税に関しては、払った給与に対して係るものですから、それをもって個人の情報が分かるとか、特定の個人の家庭状況が分かるということにはなり得ないと思っています。

上野委員 源泉所得税とか書類を見られたら御家庭の状況は分かると思います。例えば、扶養がいる

のかいないのか、お子さんが何人おられるのかということも、ある程度計算しようと思えば計算できると思います。

座長

まず、源泉に関しては、甲欄、乙欄がありまして、そもそもその時点で分からないです。その上で、年末調整をする場合には、その年末調整をすることによって分かる部分は出てくるかもしれませんが、まず、個人名、住所が黒塗りになっている時点で、広く一般の市民の方にどの方の情報なのかというのは開示されない、分からないということですので、私は問題ないと思います。むしろ、源泉をちゃんと引いて納税をしているかどうかということが分からないということのほうが私は問題があると思います。

先ほど大島委員が言われたように、これは原資が税金ですから、私たちは会派として雇用して、雇用する場合には法律で義務が課せられているわけですから、その義務を果たしているということを明確に証拠書類をもって証明をしていくというのは当然の考え方ではないでしょうか。

上野委員

原資が税金であるということは皆さん共通認識だと思いますし、きちんとそれらが支払わ

れているということであれば、金額は別に黒塗りであったとしても、ちゃんと領収がされているという領収書を添付するということも可能だと思います。ですので、それがきちんと支払われているかどうかということが重要なのではないのでしょうか。今現時点で問題点としてあったのは、支払いがされていなかったという点だと思いますが。

座長 ごめんなさい、言っている意味がよく分からないのでもう一度。

上野委員 その明細を見せる必要性はありますかということ。例えば、各会派によって徴収される内容も異なりますし、少なくとも事務員の方に支払われる金額というのは、証拠書類として振替証明書であったりというのが添付されるわけですし、そのほかのものに関しては別に明細まで載せる必要性は私はないと思うのですけれども。

座長 何の証拠書類を添付すべきではないという話をされているのですか。

上野委員 例えば、所得税徴収高の計算書であったりとか、個人市民税・個人県民税の領収書は必要

だと思えますが、それらが今、個人名とかは黒塗りになっているけれども、数字は黒塗りにはないということですよ。それらは私は黒塗りにしたほうがよいのではないかと思います。

大島委員

自民党会派さんみたいに複数の方がいらっしゃったらいいのですが、1人しか雇用していない会派については、やっぱり源泉徴収額によってある程度所得を把握できたり、家庭状況まで分かるという可能性はもちろんあるのですが、やはりこれは公のお金ですから、そういうことを出してもいい方を雇用するというでなければ、私は逆に個人で雇いなさいと言いたいですね、こういう職員については。当然、それはオープンにすべきだと思います。

座長

私から、まず、今回の提案については、あくまで自民党が今までこの証拠書類をつけてこういった処理をしてきたということで、皆さんにおかれましては、雇用されている会派においては自民党の過去のインターネットでも開示されているものを参考にしながら、どのような証拠書類をつけるべきなのか、どうしたらこれ分かるのかというのは考えていた

だきたいと思います。

上野委員が言われている個人情報云々に関しては、そもそも情報開示に関して市の取決めもありますから、そこについては事務局と協議をさせていただいて、どこまでが個人情報に当たるのか、それを踏まえて検討したいと思いますが、原則として、大島委員が言われるように、政務活動費を使って雇用していることに対して、法律で定められたきちっとしたルールのある中で源泉を引く、それを納めると。それが幾らだったのか、適正な額、そもそも源泉をしていたのかどうなのか、それがしっかりと納付されたのかどうなのか、こういったことが市民に伝わらないようでは政務活動費として使用できないと。そういうことをもしも主張されるのであれば、そもそも私は事務員の雇用自体を考え直さなければならなくなるのではないかなというふうにすら思います。

幸いにも、大島委員は開示すべきという立場でしたが、上野委員におかれましては、今現状、事務員を雇用されていないと思いますが、実際に雇用される際には十分その説明責任と市民に対して明確に証拠書類で上げるというその1点をしっかりと守っていただいて、これが市民に分かりにくいような形にならない

ように厳に謹んでいただきたいと思います。

上野委員

必要なものは添付すべきだと思いますが、やはり私たちは公人ですけれども事務員の方は私人ですので、その点で、以前、ルールを決めた際にも名前を載せるべきかどうなのかというところも議論がありましたから、座長におかれましても、きちりと事務局と個人情報保護の観点から確認をされて、その開示方法をどうされるのか、また私たち委員にもお聞かせいただければと思います。証拠書類を添付するなという話ではございませんし、きちんと使い道を明らかにしていくという点に関しては、私も必要なことだと思っています。

座長

当然です。

吉田委員

ちょっと事務局に聞きたいのだけれども、これはどこまで情報を開示するのか。少なくとも僕は名前さえ消せば、住所を書くわけではないし、年齢を書くわけではないし、家族構成を書くわけではないし、必要な、市民が見て何をもって事務員の給料をどの程度払われているか、年額なのか、月額なのか、それは開示して当然だと思います。どこまで公表するのか。

庶務課長

個人情報保護条例の中での個人情報の解釈ということだと思うのですけれども、これは個人が識別できるかどうかというところにあるわけでございます。それによって識別できるものについては全て個人情報ということになるので、それは基本的には開示をしないというのが個人情報保護条例でのルールということです。

それに対して、あとは一つ一つのケースをどう当てはめていくのかということになるので、この場でこれはどうかこうかと聞かれてもお答えはできないのですけれども、基本的な考え方はそういうことでございます。

吉田委員

うちはこういう給与明細書を本人に渡して控えを持っているのだけれども、名前さえ消せば、住所が書いてあるわけではないし、年齢や家族構成が書いてあるわけではないので、普通の何かを買った領収書と同じではないですか。破格の時給2,500円出しているわけでもないしね。だから別に出されても不都合は全くないと僕は思います。

谷口委員

今、個人情報と言うのであれば、その証拠書類として出さないよということでもありますから、出すときは当然黒塗りにしていない

状態に出します。公表するときは、氏名も金額も黒塗りにすれば何も分からなくなってしまうので、それでいいと思います。要は、確認するのはあくまでも議会側であり、事務局であるので、公開するときは別に黒塗りで問題ないのかなと。そうすれば個人情報を守れるのではないかなと思います。

座長 今、谷口委員がおっしゃられましたが、金額についてどこまで公開するかは、富山市の情報公開条例であったり、個人情報保護条例と照らし合わせて、可能な限り開示をするということで御理解をいただきたいなと。ただ、今言われましたように、どこまでが開示されるのかが分からないと雇用者、雇用されている側も不安だということであれば、それが分かるように後で皆さんにお伝えをしたいと思います。よろしいでしょうか。

大島委員 すみません、くれぐれも事務局にこれ以上ご負担をかけないような、統一した会派での共通の見解をお願いしたいと思います。

座長 まずは、どの程度まで開示をするかということとは、議長と事務局の判断です。私たちは、まず、黒塗りにする前の証拠書類を淡々とつ

けていただくと。それは公文書として管理をしていただいて、万が一、市民から開示請求等があった場合には、条例に従って開示される範囲が決まるということになります。

大島委員が言われるように、一律のということに関しましては、それぞれの雇用状況が違うところもありますので、まずは一旦、今日のところは自民党を参考に持ち帰っていただいて、どの書類をどれだけつけなければいけないのかということを再チェックしていただいて、その後、ほかの今雇用されている会派のほうからもう少しルール化してほしい、明文化してほしいということであれば協議をしたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

吉田委員

何回もこだわって申し訳ないのだけれども、大島委員が言われるように、やっぱりこれは共通したルールで、共通した添付書類でやらないと、事務局はこれ全部は大変ですよ。それが1つ。

それと、これはこだわりますけれども、政務活動費で計上するのは、あくまでも総支給額です。差引きではないのです。10万円を政務活動費で使って、あとは預り金ですから、実際は10万円下りたのに差引きで9万円し

か払っていないというのはちょっとおかしいです。

座長 吉田委員、私たちの会派のものを一度見ていただければちゃんとそのようになっていますので、確認をしていただければと思います。それでは、以上で質疑を終わります。本提案について、意見の表明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、採決に入りたいと思います。採決というのは、あくまでこういった自民党の証拠書類を参考にしながら、今後、二度と同じような不備が起こらないようにしていくということにおいて採決を取りたいと思います。

吉田委員 あと一点だけ、この証拠書類で、納期の特例は会計年度上の問題から取り扱えませんと書いてあるけれども、こんなの関係ないのです。預り金ですから。総額で支出したときに、その預り金で税金を納めようと。普通の会社の決算だってそうですよ。従業員預り金というのは収入でも支出でもないのです。単なる預

り金。労災保険は全額雇用主負担ですから。うちは週15時間だから雇用保険はないから。事業者さんは多分30時間ぐらいあるから雇用保険に入っていたら雇用保険があると思うけれども、これは本人負担になりますね。だから、この納期特例、うちでいったら源泉税は2,196円とか2,183円とかという金額ですよ。半期に1回とか特例はあるのだから、預り金は関係ないと私は思います。

座長

まず、この議会の仕組み上、単年度会計であるということ。預り金を預かっていたら、例えば、改選を迎える年もあるわけです。改選後にその会派がどのような状況になるか分からなくなって、その預り金がどこに行ったかということはその後証明できなくなるのが十分考えられるわけです。

ですので、ここは、特例は便利だけれども、やはり私たちは税金を使っているので、お手数かもしれませんが、毎月きちっと支払いをしていただければ、例えば、年度を超えてとか任期を超えて会派が預り金を資産として持つことはなくなりますので、その点については御理解いただけないでしょうか。

吉田委員

預り金は資産でも何でもないのですよ。ちょ

っとそれは事務局が整理してもらえませんか。おかしいと思います。預り金を差し引いたものを政務活動費で支出するという考え方もおかしいし、預り金ですから収入ではないのですよ。

高田委員

納期の特例を使うと、半年分を1月10日までと7月10日までに納めることになるのですが、7月10日に納めていたら、4月、3月の会計になると、証拠書類を次年度のときにつける形になるではないですか。それでは照らし合わせるほうも逆に大変ですから、毎月翌月10日までに銀行の窓口を持っていくだけのことなので、そこは皆さん税金を使う以上、しっかりと毎月毎月この証拠書類がそろうような形で協力すべきではなからうかと思います。

吉田委員

例えば、年度末、うちの雇用契約では、毎月1日から月末分を翌月10日に確定値として払うと。勤務値が毎月違うので、一律6万円とかやらず、実績主義でやることにしましたから、25日とか26日には払えないのです。31日で切りますから10日後に払うのです。発生主義ですから、それを1か月遅れで計上するのです。だから、3月分の源泉所得税は

4月10日に払うのです。毎月にしたところでね。でもそれは仕方ないのです。金額が微妙に変わりますからね。だから、そういうことがあるからもうちょっと整理が必要なのではないですか。

払うことになれば払ってもいいよ。いいけれども、どうせ10日払いだから1回載せますよ、年度末は必ず。そういう問題があるということです。

座長

今、議論も非常に各論のほうに入っています。今、どのような形で自民党が処理をしているのかということを見ていただくと、個別の案件については出していただく。大島委員が言われるように、その個別の案件があまりにも多い場合は、当然、ルールとして決めなければ事務局の負担が大きくなりますので、そこに関してはそのような対応をさせていただきたいなというふうに思っています。

個人的には、自民党は預り金をそのまま預からずに、その都度納めています。給与支払時に源泉所得税も市県民税も同日に銀行に払いに行っていますので、基本的にこちらは預り金を預かって保管しないということで徹底をしています。

そこに関しては、税金を使うと言っているところも十分に御理解いただいて、今後の対応について決定いただきたい。その上で、まだ不明点、改善点があるということであれば提案をしていただきまして、この会の中で検討していきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

まずは、自民党のやり方を見ていただいて、参考にさせていただいて、今後やっていくということで採決をしたいと思いますが、賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長

ありがとうございます。では、そうしましたら、皆様、この後、自民党のネットでも開示されていますので、どうぞ御覧になって今後の対応を検討いただければと思います。

次に、事務員を雇用した際に提出する資料について諮りたいと思います。

この事務員を雇用した際に、今回、何が問題だったかといいますと、給与支払事務所等の開設届出書を提出さえしていれば、例えば、源泉徴収額が正しかったのかどうなのか、そういったことも含めて、全ての税金を納めていくという入口に入ることになります。ただ、

これがなされていないと、税務署もしくは市の市民税課も全く把握ができないという状況になって、行政側、税務署側もチェックができないということでもあります。

ですので、事務員を雇用した際には、給与支払事務所等の開設届出書もしくは法人番号指定通知書、雇用保険については適用事業所設置届事業主控、こういったものを証拠書類として事務局のほうに提出していただきたいというふうに思いますが、これが座長からの提案になります。

質疑はありますか。

吉田委員 雇用保険料という記載が正確ではないのですよね。これは労働保険料なのです。

座長 労働保険、はい。

吉田委員 先ほど言ったように、僕らは1日3時間の週5日で15時間ですから、雇用保険に入る必要がないのです。労災は強制ですけれどもね。だから、ここは労働保険料というふうに表現したほうがいいと思います。

座長 では、そのように表記を改めます。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 意見の表明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 では、以後、事務員を雇用した際には、該当する①、②の書類について、事務局に提出するよう諮りたいと思います。
賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長 全会一致であります。
それでは、次の項目に入りたいと思います。
次の項目につきましては、年度当初に各会派から出された提案のうち、今回は2点、気魄さんから提案されたものについて諮りたいと思います。
まずは、会派事務員の労働時間の適正な把握について、提案理由の説明を谷口委員にお願いいたします。

谷口委員 会派事務員の労働時間の適正な把握については、現状では、各会派からの自主申告といい

ますか、契約書にはありますが、何時から何時まで働いたという記録が曖昧であると。勤務表はついています、それが適正かどうかという議論も以前あったというふうに聞いています。

そのような疑義を持たれないためにも、やはりしっかりとしたタイムレコーダーというものを事務局なりに設置させてもらって、誰でも見えるところで押してもらおうと、それが一番はっきりとした勤務時間を把握できることになるのではないかと考えます。

そのことから、議会としての共通のタイムレコーダーの採用をしたらどうかと思っています。

座長 質疑に入ります。

質疑はありますか。

村石委員 確かに、勤務時間を把握するという事で、今、タイムレコーダーを設置するという事業所も増えています。では、設置するとして、この初期投資の設置の費用、そして、運用する費用はどうされるのでしょうか。

谷口委員 初期費用に関してどうするかと。これは、まず採用するかしないかを考えてから、そこは

考えていってもいいかなと思います。議会費で見るのか、政務活動費で人数割にするのか、いろんな方法は出てくるとは思いますが、それは採用後でも別に構わないと思います。

村石委員 第三者の方をやって、政務活動費のチェックをするときに政務活動費を使ったのですけれども、そのときは、基本的には全会派、例えば、政務活動費を使っていない人も全会派が負担したということでもいいのでしょうか。

庶務課長 第三者委員会設置の際には、全会派から政務活動費を出していただいて、それで契約をしたということでございます。

村石委員 恐らくそういうことが考えられると思います。それと、やはり会派の事務員というのは、基本的には雇用主と使用者との間で信頼関係に基づいて雇用契約がされているので、どうしてもなければならないということはないとも思うのですが、どうですか。

谷口委員 雇用主との信頼関係ではありますけれども、先ほどから何度も出ていますが、この政務活動費の原資というのは税金であります。税金を使う以上は、もっともっと透明性のあるや

り方にすべきだとは思いますが。これをやることによって何の不利益があるのかが逆に分かりません。

吉田委員

基本的には、谷口委員の意見に私は賛成であります。

この問題が起きてから、私は非常に反省しました。毎月一律6万円プラス交通費という非常に雑駁な給与の払い方をしていたのです。これは時給1,000円とか、時給950円とか、何時間働いてそれで月々変動するのは当たり前なのです。

ということで、事前に自民党なら柝山さんとか、みんな各会派に回って聞いてみまいたけれども、計算したら時給1,000円か1,100円になるなという感じのところが残念ながら多かったのです。

うちらは完全パートですから、正職員ではないので、当然、時間給にするということで時間給1,100円。うちはタイムカードではなく、こういう出勤簿に、本人の自主申告ですけれども、8時58分から12時という形で毎月記入して、それを最後僕がチェックして、パソコンに金額を打って、毎月の原本とそれを判こを押し直してこれを添付書類として付けると。

僕が聞きたいのは、各会派は時間給と労働時間の掛け算で、透明性ならやるべきだと。変動して当たり前だと。有給休暇はそれなりにあってもいいですよ。その時間管理はどのような状況になっているかまず聞かせてほしいなと。

座長

自民党では、出勤された方が出勤簿に判こを押しています。ですので、これに関しては、何時に出勤されて、何時に退勤されたかというのは、現状では、会派としては十分な把握はできていないということになります。

先ほど谷口委員も言われましたとおり、1つは透明性を持っていくと。特に、共産党さんは今、時間給でされるということですから、当然、その時間は把握されないといけないと思います。

一方で、労働者側の権利として、例えば、残業をしているにもかかわらず残業代が支払われないのではないかと。これはやはりきちっとしたタイムカードを押すことによって、労働者の労働環境の把握をしていくというのは、一般社会通念上、当然のことだろうというふうに思っています。

私たちも、これを機に共通のタイムカードを、タイムレコーダーを共通の場所に置いて、タ

イムカードは各会派で保管処理されればよい
と思っています。

そういうような形で対応していけば、市民の
皆さんからしたら、きちっとこの雇用契約ど
おりに出勤されているかどうかというのも明
確に分かるようになると思いますので、私は
それで問題ないのではないかなと思っています
す。

上野委員 谷口委員にお聞きしたいのですが、このタイ
ムレコーダーを購入して、その管理はどなた
がなされるイメージでおられるのですか。

谷口委員 管理？

上野委員 管理です。事務局のところに置かれるという
ことですが、各会派の方がどういう購入の仕
方をするのか、今、イメージが具体的にない
みたいですが。

谷口委員 今、ここで議論すべきは、まず導入するかし
ないかのことで、導入するに当たってはど
ういうやり方をしていくかというのは、具体
的に決まってから決めていけばいいのではない
かと思いますが。

上野委員 タイムレコーダーで時間を把握するという
こと自体は私は賛成なのですけれども、タイム
レコーダーを共有して運用しなければならない
というところが実は理解ができなかったの
ですが。

谷口委員 これは別に共有しなくてもいいのですよ。各
部屋に置かれてもいいのですが、各部屋に置
かれてしまうと、今の手書きでやるのとほぼ
変わらない状態になるのではないかなと思
います。であれば、見える化ではないですが、
1か所に置いてあって、そこで、あっ、この
人が来たのだなど。これはある意味、ここ
にも書いてありますけれども、刑事告発や告
訴されない仕組みをつくっていかなければい
けない、不正を疑われないための仕組みとい
うふうに考えていけば何の問題もないと思
いますよ。

座長 ほかに質疑はありませんか。

吉田委員 費用の問題は、商品購入はそんな大したこ
とないですよ。3万円するか、3万5,000
円するか程度だと私は思います。カードは
文房具屋に売っていますから、各会派が買
えばいいです。共通で問題ないかと。あ
とは、ラ

ンニングコスト、スイッチを入れますから電気代がかかりますよね。それをどうするかという、その程度です。

大島委員

この問題は、恐らく実態で勤務が少ないにもかかわらず高額な報酬を取っていたという問題に端を発しているのだらうと思うのですが、定例会ごとにはある程度皆さん議員も事務員も来ていらっしゃると思いますが、定例会以外のように、ほとんど来ていないのにある程度報酬を取られるということができにくくなるというか、できない仕組みですね。それをきちっと今雇用していらっしゃる会派の方が納得の上、されるかどうかというのをきちっと整理された上で導入を検討されたほうがいいのかというふうには思います。

座長

当然ながら、雇用契約に基づいて適正な勤務をしていただくというのが前提になりますから、会期中以外に事務員が出てこられないところはそれに見合った雇用契約に変えていただくということでお願いをしたいと思います。

村石委員

出勤したらタイムレコーダーでカードを押しますよね。退勤するときも押します。そのタイムカードのコピーを事後審査書に添付する

とか、そういうこともしなければいけないということですか。

谷口委員 当然、導入するとなればそういうことではないかなと思います。ただ自分たちで持っているだけだったら何の意味もないと思います。

吉田委員 タイムカード自身は添付する必要はないと思いますよ。証拠書類として残るわけであって。その代わりに、自民党さんの1日6時間というのをどういう扱いにするかは別ですよ。ほかの小会派は、基本的にはタイムカードを導入するからには時給制に持っていかなければ意味がないです。だから、そこはそういう就業規則、給与規定というか、タイムカードはそこにも引っかかるよ。時給制にできないのだったら出勤簿で十分です。そう思います。

谷口委員 一般の会社でも時給ではなくて月給制でもタイムカードは打っていますから。先ほど座長も言われたけれども、残業とかのことを考えていくと、月給制でもタイムカードを打っておくことによって、雇用されている方が、これは残業だよということをしっかりと主張もできるのではないかなと思います。

村石委員 事務局に質問するのですけれども、タイムカードを適用して使ったとして、それは事後審査書にコピーを添付する必要は、私はないと思うのですが、事務局の考えをお聞かせください。今でも出勤簿は添付していないと思うけれどもな。

座長 出勤簿は添付しています。

村石委員 あっ、しているのか。

座長 はい。出勤簿は添付しています。市民がチェックできるように証拠書類を出すということを鑑みれば、導入したのに各党派で保管をするというのは、私は個人的にあり得ないと思っていますし、これは労働者を守るという視点もありますから、しっかりと雇用主としての責務を果たしていくという上で、当然ながらタイムカードの写しは出されるべきというふうに思います。

庶務課長 今現在においては、出勤簿は提出していただいている。ただし、時間まで把握したものを出示してもらっているわけではないという現状ではあります。
ただ、必要か必要ではないかという議論につ

いては、事務局がというよりは、やはりこの会の中で、どこまで労働時間としての管理をきちっとするのかという観点の中で必要性を検討していただくというのがまず必要なのではないかなと思うのですが。

座長

よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日については、導入するか否かというところで採決を諮りたいと思います。

その費用については2通りの考えが私はあると思っていまして、1つは、議会費として導入をするということ。ただ、これについては雇用していない会派がありますので、政務活動費で、例えば、今雇用している会派で共同で購入をするということ。この2つについては、採択された後に、採択されれば議長に諮って答申もした上で判断を仰ぎたいなというふうに思っています。

ほかに質疑は。

大島委員

導入するに当たって、やっぱりタイムカードの写しを出すかどうかによって私は判断が分かれるので、ぜひ出すべきだということで、その条件で導入に賛成です。

座長 当然、私も出すべきだと思っています。出すべきだということで採決に行きたいと思いますが、谷口委員、よろしいですか。

谷口委員 はい。

座長 では、今、大島委員が言われたとおり、タイムカードは証拠書類として添付をするという前提で、会派事務員の労働時間の適正な把握について、共通のタイムレコーダーを導入することに賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、この案件は採用することに決定いたしました。

それでは、次に、協議事項の3番目、見積書の添付の一部廃止についてであります。

こちらの提案についても、気魄、谷口委員からお願いします。

谷口委員 見積書の添付というのは、当然、必要なものだというふうに理解はしています。しかしながら、あまりにも少額な、そしてまた、出さ

なくとも理解できるような、例えば、ボールペン1本とか、あと、新聞代も今、見積書の提示、コピーの添付とかが必要になっていますが、そこまで全部が必要なのかなという思いがあって、今、ここに書いています。

この金額や内容について具体的な提案をお願いしますが、今、どこまでという具体的な案は持ってありませんが、議論の中で、これは必要ないだろうというところを決めていただければなと思います。

あともう一つは、ここには明記してありませんが、口座振替で支払っている、例えば、毎月の新聞代等にも今、領収書の添付が義務づけられていると思います。通常、口座振替であれば、領収書の発行というのは、商習慣上発行されないのが普通だと思っています。それを今あえて発行してもらっているということで、事業者に対して大変負担をかけているのではないかなというふうに思っています。そういう観点から、口座引き落としが口座の写し等で分かる場合においては、領収書の添付は省略してもいいのではないかと思い、提案しています。

以上であります。

座長 今、2点の提案が含まれていたというふうに考えます。1つは、非常に少額なものの見積書、これはここに書いてあるとおりのことだと思います。これについては、かねがね、例えば、消しゴム1個、ファイル1冊、ノート1冊を買うにしても見積書の添付が必要だという現状がありますが、まずはこれについて諮っていきたいと思います。

 この点について、質疑はありますでしょうか。

高田委員 そもそも、今ある支出証拠書類一覧表の中で見積書が必要になっているのは、備品購入となっているのですよ。備品のところの欄を見ると、1件当たり2万円以上という記載があります。次のページを見ると、文具等消耗品費の中には見積書は必要とは書かれていなくて、納品書等になっているのです。例えば、リースとかは見積りが必要ですがけれども、今言う鉛筆、消しゴムはそもそも納品書があれば大丈夫なのです。備品の価格は41ページで1件2万円以上のもの、耐用年数が1年以上のものというふうになっているので、この金額の上限とかでもしあれだったらですがけれども、消耗品は要らないみたいです。

谷口委員 すみません、自分の中で運用指針の読み込み

が足りなかったというふうに反省します。ただ、実際に出すときにこれをつけてくださいよというのは事務局から何かあったような気がするのですが、これは今後、この指針どおりやっていくということであれば、これは別になくてもいいかと思えます。

座長 事務局、今の運用についてはそのような。

庶務課長 今ほど高田委員がおっしゃられたことはそのとおりでございます。実際、その審査の過程の中で、この18ページの文具等消耗品費のところを書いてございますが、品名並びに単価及び数量が記入された納品書等となっておりまして、販売価格と納入価格が分かる資料といったときに、一般的には見積書がついていけば分かるということで、見積書等を出してくださいというふうをお願いしていると。例えばですけれども、何かカタログとか、そういったものの写しがあればそういったものでもいいですよということは申し上げているということです。確かにはっきりとここに見積書と書いてあるわけではないです。

谷口委員 先ほど高田委員が言われた2万円未満のものでは要らないということであれば要らないと

思いましたが、今の太野課長からの説明で、要るといふことであれば、それは今後要らない方向にしていけばいいのではないかなと思ひます。

座長 ほかに質疑はありませんか。

橋本委員 今、谷口さんが言われたものには、新聞代とかもありますよね。これは備品に入るわけではないから、そういったものは不要だよといふところを決めていかないと。全てを取り下げるわけではないです。そういう費目によっては見積りは要らないだろう、領収書は要らないだろうといふことも少し整理していかないといけないかなと。

座長 分かりました。今、谷口委員から提案のあった領収書が発行されない、無理に発行していただいているといふことは、この後諮らせていただきます。

まずは、今、現状の運用指針においては、今、高田委員からの御指摘があったとおり、2万円未満の備品以外のものについては、そもそも見積書は必要とは書いていないと。ただ、運用上は、事務局のほうで、できれば見積書の添付を依頼していたといふことになります。

多分、皆さんはその依頼を受けて見積書の添付をしていただいていたのだらうと思います。今後、見積りの添付をしてはいけないというわけではなくて、されたい方はもちろん添付されてもいいと思うのですが、運用上の課題として、見積書の添付は求めないということで諮りたいと思います。

大島委員　今の説明ですと、見積書は要らないけれども、少額でも納品書は要するというふうに読めるのですが、少額のもので、ある程度小さいものは納品書も要らないのではないかなという思いもあるのですが、どうでしょうか。

座長　どうでしょうか。

吉田委員　大島委員が言われたように、ボールペン1ケース、1ダース12本は領収書さえあれば納品書は要らないと思うね。

橋本委員　その意見はよく分からないのだけれども、以前、いろいろ問題があったときって、領収書があったけれども何があったか分からなかったということが問題だったのです。もう5年前か。だから、全てが要らないというのは、もしかしたら駄目なのかなというような気が

する。

松井委員　それもそうですし、兵庫県で号泣議員でしたっけ、交通費百何十円を延々行ってなかったことも行ったということで、ちりも積もればということを考えて、考えていくべきではないかなと思いますので、それは押さえるものはしっかり押さえた上でやっていくことが大事ではないかなと思います。

座長　そうしましたら、座長としては、今、大島委員から御提案ありましたが、当面は納品書についてはきちっとつけていただくと。代わりに、どうしても納品書がない場合については、ここに書いてあるように、きちっと証拠書類をつけて市民の皆さんから疑惑を持たれないように、少額であっても細心の注意を払うということで御理解をいただきたいなと思います。

ほかに。

村石委員　座長の集約でそれでいいのですけれども、ただ、カタログの値段と実際に納品したときの値段は、値引きされたりとかして違うこともあるので、そこら辺は各会派で慎重に、カタログの値段と事後審査書の値段が一緒になる

ような工夫もしていかなければいけないと思いました。

谷口委員 カタログと事後審査書の価格は違ってもいいでしょう。

村石委員 あっ、そうなのですか。

座長 事後で支出した金額と内容が明確になっていれば。

高田委員 さっきの18ページの下の方に、品名だけでは内容の判別が困難なもの、品名を言われてもみんなが思い浮かべられないものについては、カタログ、販売価格表、見積書となっているので、そこら辺を。だから、そこでボールペンって書いてあるのに見積書をつけろとは言わないけれども、聞いたこともないような名前のもを言われてもみんなが分からないのだったら、こういうものをつけなさいよとなっているから、このとおりでやっていたらいいのではないですかと思うのですけれども。

村石委員 私もそう思います。

吉田委員

慌てて変える必要はないけれども、政務活動費の不正がもうないという思想が定着すれば、全部振り込めだとか、現金支払いは一切認められないというのは、一定の時期が過ぎたら、今すぐやれということではないですよ。それは最初に言ったように、消しゴムが切れたから消しゴムを1個文房具屋で買ってきたと、98円だと、そんなものまで振り込みをすることなのかと。将来的には、僕は本当に会派を超えて適正な使用が定着すれば。読み込み不足ですか。認めたらいいのかなと思ったのですけれども、どうでしょうか。

座長

今回、提案のあった内容の中で、事務の簡素化はもちろん皆さんが政務活動をスムーズにやっていく上では私は必要なことだろうと思います。ただし、例えばボールペン1万円と書いてあったら、どんなボールペンなのか、何本買ったのか、当然、これは市民からすると気になるわけです。皆さんが常にそういった視点で、必要な証拠書類、要は、市民に説明できる証拠書類というものは、十分皆さんがそれぞれに作成をしていただいて、必要な分はもちろん事務局に提出をしていただくと。ほかに市民から疑義をかけられたときには、しっかりとしたその証拠書類を基に、皆さん

が、軽微な消耗品であっても説明責任を果たしていくと、このことを十分理解していただいて、採決に入りたいというふうに思います。今の御提案でしたら、2万円未満の文具等消耗品費につきましては、この運用指針にありますとおり、納品書等の中に見積書は含まないということによろしいでしょうか。賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長 全会一致であります。この案については採択されます。

もう1点、谷口委員のほうからありました、新聞代等が銀行振込の場合に、個人の通帳の写し等を添付することによって領収書の徴収を求めないということに関して、お諮りをしたいと思います。

この点について質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、意見の表明はありますか。

庶務課長 すみません、大変恐縮なのですが、私から、質疑になるのですがよろしいでしょうか。

座長 はい、どうぞ。

庶務課長 運用指針の46ページに支出を証する書類と
いうのがありまして、表があります。会計口
座から自動引き落としされている場合は、領
収書または会派の口座通帳の写しでよいとい
うふうにされています。今ほど谷口委員さん
がおっしゃっておられるのは、個人の通帳か
らの口座振替の場合ということによろしいで
しょうか。

谷口委員 そうです。自宅での2紙目の新聞代というの
を今認められていると思いますが、それは政
務活動費の口座から落としてはいけないとい
うふうに聞いていますので、当然、個人の通
帳から落ちています。ですから、今、個人の
通帳を対象に話しています。

庶務課長 はい、分かりました。

座長 よろしいでしょうか。

庶務課長 ええ、その確認をしたかったということで、
個人の場合もこの通帳の写しでいいのではな
いかという御趣旨だということですね。

谷口委員 はい。

庶務課長 その共通理解をまずお願いしたいということです。

座長 個人の通帳の写しをもって領収書の代わりにするということになりますが、ほかに質疑は大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 意見の表明もよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、この案について諮りたいと思います。
賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長 賛成全員であります。では、そのように採択いたします。
次に、広報誌の取扱いについて入ってまいります。

広報誌の取扱いにつきましては、各会派の皆さんから意見を多数いただきました。皆さんの意見の中で、概ね一致するものもあれば、一致しない部分もありましたので、今回は座長案をベースに、皆さんに採決、議論を深めていただきたいというふうに思います。

まず、広報誌の取扱いについての最初、私としましては、最終的に会派間の意見の相違をできるだけ整理をした上で、皆さんができる限り統一的な見解で広報誌を作成できるようにすることを目指したいという前提でお諮りしているということをお理解いただきたいと思います。

まず、議員ごとの発行についてですが、座長案としては、議員個人の活動や質問だけを記載した広報誌は厳に慎む。一人会派についてはやむを得ないというふうに座長としては提案させていただきたいと思いますが、これについて質疑はありますでしょうか。

豊岡委員

会派として出すということなので、1人のだけではなくてそのときに複数人で出すという方向でいいと思います。一人会派のところは会派として1人で、ちょっとその意見と矛盾するところはあるかもしれませんが、会派として出すのであれば1人は仕方ないか

なと思います。

松井委員

ちょっと確認なのですが、この議員1人の活動や質問だけを記載した広報誌は厳に慎むと、それは分かるのですが、どこがどうなのかという線引きが分かりにくいですし、例えば、議会全体での審議内容が何割以上あるとか、そういう明確なものがない限りは、たとえそういうふうになっても曖昧になる可能性が高いのではないかなと思いますので、そこは慎重にすべきではないかなと思います。

吉田委員

僕は基本的に、後にも出てきますが、会派が認めた、会派と一致して認知した、チェックした広報誌なら、1人だけの活動でも大いに出していいと。例えば、豊岡さんだったら岩瀬・萩浦地域限定で地域の問題を取り上げたやつをメインに出して、水橋出身の議員だった水橋版と。しかし、勝手に個人が出すのはいけないよね。会派としてこのようなものは大丈夫だというのは自由にやればいいと。後の議論にも出てきますが、僕はやればいいと思っています。
以上です。

松井委員

今、吉田委員が言われたのは複数会派の話で

あって、それはそれで十分だと思いますけれども、今議論しようとしているのは、一人会派の話です。そこを勘違いしないでいただきたいと思いますので、そこを線引きした上で議論していただきたいと思います。

谷口委員

今、松井委員が言われるように、一人会派についてはやむを得ないという書き方をするからちょっと誤解が生じるのかなと思います。一人会派だろうが複数会派だろうが、これは当然、広報誌、市議会報告書として出す以上は、内容はしっかりと市議会の活動として出すべきであって、そこはどうか線引きするかというのは物すごい難しい部分だとは思いますが、うーん、結論は難しいな。一人会派についてやむを得ないと言うと何か誤解を生むのかなとは思いますが。

橋本委員

ごめんなさい、座長のところで、議員1人の活動や質問だけを記載した広報誌は厳に慎むは分かるのだけれども、そういう内容であれば議員ごとに作ってもいいという考え方でいいのかな。結局、議員ごとの発行についてということは今議論しているわけで、議員ごとに自分の質問だけではなくてほかの人の質問も入れながらやれば、議員ごとに全く違った

広報誌を作れるという考え方でいいのかな。

座長

座長案のベースの中には、自民党としての意向が少し含まれていまして、何かといいますと、議員ごとの発行ということで、決して悪い意味で言うわけではないのですけれども、社民党さんが以前、例えば、村石 篤通信として発行されていた経緯があります。そういうものであると、さすがに会派の活動ではなくて個人の活動ではないかというのが私たち自民党の考え方になっておりまして、そういうことを考えると、先ほど吉田さんが言われましたように、そういう形で個人の活動、個人の地域のことに特化した広報物に関しては、会派としての活動とは認められず、議員個人の活動ではないかというのが自民党内の議論の結論であります。

今回のテーマは、議員ごとの発行について認めるか否かということでありまして、この点に関しては、自民党側の総意としては、議員ごと、個別に作るということについては駄目だと。あくまで会派として、複数議員もしくはは会派全体の取扱いにしたものしか駄目ではないかというのが自民党側からの思いであります。それを踏まえた上で、座長案としてこのように提案をさせていただきます。

橋本委員

私は自民党さんのためにも、議員ごとの発行を許すべきではないかなと思っています。それぞれ地域も違えばテーマも違う、年齢も違えば取り組むことも違う、少なくとも議員個人の、本当に広報誌という形にならないように、そこはしっかりと気をつけながら。だから、例えば、10人会派で10通りのこういう議員報告書みたいな、議員レポートでもいいし、そういうものがあったもおかしくないような気がしますし、このあたりは少し緩めていけばどうかというのが私の考えです。

松井委員

あと、例えば、今ほども言われましたけれども、議員ごとの活動とか、市議会での発言というのは、議会だよりというものを充実させて補完していくという視点もあったと思うのです。だから、そういうところとの整合性も考えて、ここは慎重に考えていくべきではないかなと思います。

もちろん自民党会派は人数がたくさんいますので、会派で認められて、例えば、私の地域の話に記載するという形にすることもできるのかもしれないですけども、市議会の議会だよりでも十分発信はできているということは考えられますし、例えば、少数会派であれ

ば、名前を何回も書くことも可能になりますね。例えば、松井が質問しました、松井が質問しました、松井が質問しましたと延々そういうことを書くことが可能になる。そうになると、それは名前を刷り込む手法として使うことも可能になるというリスクがあるので、そういったリスクも考えるとすごく慎重に扱うべきであるし、もっとここは細かいルール基準をつくらないと、以前起きたようなことが、今は起きないかもしれないですけども、代が替わって全くそういう事件があったことを知らない時代になったときにまた繰り返す可能性があるのを防ぎたいという思いがありますので、慎重に考えていただきたいと思います。

吉田委員

今、松井委員が言われたのは、以前の政務活動費の不正問題の中心は何だったかということ、取りあえずしたらどうかと思うのですよ。後援会活動の会報に政務活動費を使っていたと。これは明確に運用指針違反なのですよね。あれは、もっと言うと、白紙の領収書で架空請求、水増し請求していたというのが最大の問題であって、市政報告というか、議会だよりといいますか、広報で本当に議会活動や政務活動の中身を伝えるということに特

化したものであったら、僕はもっともっと出すことで市民の議会への関心や市政への関心が高まるということで、全然違うだろうと思いますよ。

だから、橋本委員が言われたように、うちだったら2人しかいませんから、A3判2つ折りの裏表、両方混在しますけれども、2人の議会活動や調査活動や質問内容を十分書けます。自民党さんは24人いるわけですから、24人書けるわけがないではないですか。松井委員は議会報のことを言われましたけれども、3行か4行の1項目だけの質問を、あれだけで何も思いが伝わるはずがないわけですよ、資料もつけられないし。

松井委員

今の発言は、議会報編集委員会を侮辱するような感じがします。基本的にそういう思いで皆さんは議会だよりをブラッシュアップしようとして一生懸命やっていることを、そういうふうな言い方をすること自体がそもそも間違っていると思いますので、そこは訂正してください。

吉田委員

私も議会報の編集委員です。38人の質問を、市民がそれを見てぱっと分かるようなことをやったら何ページあっても足りませんから。

あれはあれで大分改善もされましたし、よくなったし、見やすくなっているし、侮辱なんかしていませんよ。あれだけでは分からないということです。

大島委員

私も松井委員の趣旨に賛成するのですが、そもそも政務活動費を使って議員1人の活動という意味なので、やはり会派に対してその政務活動費が払われていると。個人的にその活動を皆さん方、地域なり自分の支持者にさせていただくということであれば、後援会なり、自費での市政報告なりという手段があるわけなので、一人会派についてはやむを得ないというふうに書いていただいたのですが、これはやはりやるべきではないという思いです。

特に、選挙の前に、今まで出したこともないような方が何遍も市政報告だよりで新聞折り込みされたりするということに対して、この政務活動費がもしオーケーということになると、非常に不信と混乱を招くのではないかなと思いますので、やはり1人の活動については自費でやるべきだというふうに思います。一人会派も、そのための一人会派という思いでやっているつもりです。

以上でございます。

座長 ほかにはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 まず、この問題で一番関係するのは人数の多い我が自民党会派のことだろうと思います。そこに関して、いろいろな会派の皆さんからもっと自由にしたらいいのではないかという御指摘については、座長としても、いろんな議会全体を見回しての御発言ということで大変ありがたいなと思っています。

一方で、今、大島委員が言われましたように、出すタイミングとか内容によっては、後援会活動であったり、政党活動であったり、なかなかその線引きは難しく、政務活動費として使っていくときにはリスクがあるというのも事実だろうというふうに思っています。

ここに関しては、座長案としては、あくまで会派として出しましょうということです。当然、会派の決裁は受けるのですけれども、議員が個々で作って出すということではなくて、会派として出しましょうということで御理解をいただいて、一人会派については1人しかいませんので、そこを制限するというのはあまりにも行き過ぎた制限になりかねないので、

ここについてはやむを得ないというのが座長の判断であります。

この件については、先ほど松井委員からもありましたように、より慎重にやっていかなければならない事案だというふうに思っています。ただ、ルールをつくっていかないとなかなか出したくても出せない会派もいると思いますので、まずは座長案として、皆さんのこの提案について諮っていきたいと思います。意見の表明はありますか。

村石委員

基本的には座長案に賛成ということで、結局、広報誌の発行主体はあくまで会派、中身については、1人の活動だけではなくていろんなことを考えて工夫をしてやると。しかし、中身の問題は裁判の中でも非常に難しいので、中身についてはそれぞれ慎重に、記事の内容、発行日の内容とか様々なことについては、お互い会派で慎重に考えて発行していくということで、私は非常に賛成の立場です。

吉田委員

反対。議員の地域はいいのではないですか。

座長

よろしいでしょうか。

念のために御確認しますが、継続審査としたほうがいいと思われる方はいらっしゃいます

でしょうか。

谷口委員 吉田さんの反対って何に対する反対なのか。

吉田委員 個人の活動とか、質問とか、そういうのも出してもいいと。特に自民党、公明党ですよ。

上野委員 座長、すみません、ちょっと確認したいのですけれども、松井委員が御提案された按分に関しては、今、含まれていないということですよ。

座長 按分については含んでいません。

橋本委員 継続審査にするかしないかというやつって、ちょっと確認なのだけれども、今ここで賛成されたら、任期中は再度ないということになるのだけ。どうなるのだけ。

座長 私が座長の間は。

橋本委員 あっ、座長の間。4年間やってくれ。

座長 いつでも下ろしていただいてではないですけれども。ただ、当然ながら、この4年の間で

もう一度議論すべきだということで上がってくれば、それは議論すればいいと思いますが、本年度に関してはほかにも精査すべき事案がありますので、本年度についてはもうこれで打ち切りたいと思っています。よろしいでしょうか。

橋本委員 分かった。

座長 それでは、本提案について、賛否を伺います。賛成の諸君の挙手をお願いします。

吉田委員 何に賛成かよく分からない。

座長 座長案、議員1人の活動や質問だけを記載した広報誌は厳に慎む。一人会派についてはやむを得ない。これについて賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

谷口委員 慎むに賛成か反対かということ？

吉田委員 座長案に賛成か反対か。

座長 座長案に賛成か反対か。

村石委員 この案に賛成か反対かを聞いておられます。

座長 賛成の諸君の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

座長 全会一致ではありませんでしたので、この案件は採用しないことに決定いたしました。続いて、議員名の掲載についてお諮りをしていきます。

実は、この3つ共通して言えることがありまして、皆さん、運用の手引の16ページを御覧ください。16ページに何が記載されているかといいますと、一番下の図になります。政務活動と政務活動以外の活動、明らかに政務活動以外の活動というものが手引の中には示されておりまして、この政務活動以外の活動が全体の3分の2を超える場合は、政務活動費を充当することはできないと。政務活動以外の活動が2分の1以下の場合については、按分率2分の1が適用されるということになっています。政務活動以外の活動が一切入っていないという場合にのみ100%の充当が認められるということになっています。そういった中で、この3つの案につきましては、現在、原告富山市民2人から住民訴訟が起こされておりまして、現在、係争中であり

ます。ここの点について、以前に資料をお配りしましたが、氏名や役職プロフィール、こういったものは認められないというふうに原告側が主張して、今後反証をしていくという流れとなっています。

座長としては、当面はこういった疑義を持たれない、訴訟を起こされないということを前提にルールを決めていきたいというふうに思っておりまして、以下の提案をさせていただきます。

議員名の掲載については必要最小限に抑えるものとして、判決が出るまでの間は安全側を取って政務活動目的外として按分の対象としてはどうかということになります。

これについて、まず質疑はありますでしょうか。

吉田委員

反対の立場から、判決が出るまでって何ですか。勝つか負けるかは分からないけれども、訴訟に関わりなく、市議会として、今の政務活動費運用指針どおりでやれば何ら問題はないと私は思いますし、判決なんか待つ必要は全くないと思います。運用指針どおりの運用をしていけばいいと。これは②も③も一緒ですね。議員名の内容なんて、誰が調査して、誰が質問したかということが、議員の顔写真

もないような広報を誰が見るかということですよ。A議員と書くのですか。そんなばかな話はないですよ。

座長 ほかに質疑は。

大島委員 私も裁判の補助参加人の反論がどうなのか確認したいというふうに書きましたが、やはり判決の内容、確定によっては今せっかく決めてもまたトラブルになる元なので、これは十分考慮されて、この座長案には賛成です。

村石委員 今意見？質問ではないですか。

座長 いや、一応質疑です。

上野委員 議員名の掲載については最小限に抑えるものとしてとあるのですが、先ほどの議員ごとの発行の中で松井委員もおっしゃられていましたけれども、ここを明確にしないとなかなか難しいのではないかなと思います。何%までとかにするのか。今、座長のイメージで、その最小限というのはどれぐらいというイメージを持たれているのか教えていただきたいなと。

座長 それは読み手に対して、これがないと分かりづらいただろうなというところまで、これはここまでは必要だろうと思う範囲でというふうに考えています。

ただ、自民党としては、これは政務活動ではないというふうにするべきではないかというのが大勢の意見でありまして、そういった意味では、私としては、折衷案の中で、皆さんに期間内に発行していただくためにも、このような表記で考えているという点に御理解をいただければと思っています。

質疑はよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 それでは、意見の表明に入ります。
意見の表明はありますか。

村石委員 まず、この文章を2つに分けて考えてみたいと思います。

議員名の掲載については最小限に抑えるものということ自身は理解できます。いわゆる議員名の大きさとか、回数とか、それから全体の記事のバランスとかということは分かります。ただ、その具体的な内容の基準は明確に示せないなので、やっぱり記事全体で読み取っ

ていくしかないという具合に思います。
後半の判決のほうですけれども、これは私の
会派も訴えられていまして、補助参加人とい
ろいろ意見交換をしている中では、今現在の
論点整理、主張の整理の中では、私の知る限
りでは、名前が載っているところのページは
違法であるということにはなっていないので、
判決が出るまでの間は安全策を取るという必
要はないという具合に思っています。

座長 ほかに意見の表明は。

吉田委員 私も判決が出るまでというのは、市議会自らの自殺行為だと。今、村石委員が言われたように、流れ的には負けなと思います。したがって、我々は運用指針どおりに物事を進めていったらいいので、判決に左右されるべきではないし、むしろ堂々と、公に決めた指針ですから、それで何ら遠慮する必要はない。むしろ僕は、自民党の皆さんは大いにもっと出すべきだと思う。市民に自民党が最大会派で一番たくさん質問もして、研究もしてやっているのだから。そういうことをやれば傍聴だって、インターネット中継だって視聴は増えるのですよ、そういう関することはね。というふうに思います。

松井委員

政務活動費を使ってやるものに関しては、やっぱり判決が出る、勝つ負ける関係なく結論が出るまで安全策を取ったほうがいいと思います。吉田委員さんは自民党会派のことをすごく心配していろいろないい意見を言っていますが、御心配されなくても私たちは実費でおののおのが活動報告を作っていますし、そういった部分でおののおのが一般質問をするときの傍聴に来てほしいという形で、自民党会派の議員が質問するときの傍聴人は増えていると思います。だから、そういった部分で、この政務活動費を使う部分に関しては、やはり判決が出るまで安全策を取るというのは必要ではないかなというふうに思っています。

座長

皆さん誤解なきようにしていただきたいのは、これは按分したらどうかということですので、2分の1までは認めますよというのが座長からの案であります。満額100%ということになりますと、当然、裁判の行方にもよりまずけれども、裁判で認められなかった場合は、遡って今の議員の名前であったり、顔写真であったりとか時候の挨拶みたいなところから返還が生じる可能性が今あると。その誌面を

2分の1以下に抑えていただいて、発行していただく中で2分の1の按分適用をしておけば。

高田委員 3分の1。

座長 3分の1か。

吉田委員 何が3分の1？

上野委員 政務活動以外の活動。

座長 支出。

吉田委員 うちの会派の場合は、議員名や写真を載せても100%政務活動しか載せていません。顔写真が3分の1あったらいけないと思うけれどもね。要するに、先ほどから言うように、5年前、6年前の不正は、当時の運用指針にさえ違反したものを広報誌として請求したりしていたわけですよ。我々は今、判決がどうであろうと、今の運用指針にのっとって発行することについては堂々と発行すればいい。そうではないでしょうか。

座長 それは意見としてお伺いします。

これは3分の1ではなくて2分の1ではないですか。

高田委員 3分の1以内だったら2分の1の按分。

村石委員 運用指針の16ページにグラフで書いてある。

座長 イのところで2分の1未満である場合などと書いてありますよ。参考例が3分の1になっているだけで、2分の1未満である場合には……。

谷口委員 費用が2分の1でしょう。誌面は3分の1以下でしょう。

座長 あっ、誌面が3分の1。

谷口委員 うん。費用は2分の1で誌面は3分の1、そういうことではない？

村石委員 この表と文章と整合性が取れていない。

座長 政務活動の割合が2分の1未満になった場合には全額充当できないということなので、案として3分の1と書かれているだけで、全体の誌面の。

高田委員 半分いかなければいい。

座長 そう、半分いかなければ。

高田委員 はい、分かりました。

村石委員 基本的には座長が言っているの合っている
のですよね。

座長 はい、座長が正しかったです。
それでは、採決をいたしたいと思います。
この議員名の掲載について、座長案に賛成の
諸君の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

座長 全会一致とはなりませんでしたので、採用し
ないことに決定いたしました。
それでは、次に、顔写真の掲載についてであ
ります。
顔写真の掲載については、座長案としては、
写真の掲載は必要最小限に抑える。立憲民主
市民の会の提案を参考にしながら、まず判決
が出るまでの間は安全側を取って政務活動目
的の外として按分してはどうかということであ

ります。

質疑はありますか。

吉田委員

反対です。こんなもの名前と一緒にですよ。僕の趣旨だと、判決に関係なく政務活動費の運用指針どおりやれば何ら問題ないです。ただ、時候の挨拶とも関わるのだけれども、あの事件の中で、私も実際にいましたが、議長就任の挨拶とA4、1枚に大きい顔写真だけのものを政務活動費で出すのはまずいですよね。議長の就任挨拶は政務活動ではないですので、そういうことは駄目ですよ。でもそれ以外は自由にすればいいのです。

松井委員

基本的には私は座長案で賛成ですけれども、ただ、写真というのはすごく難しいですし、前の4年間のときに、どこの会派だったか忘れちゃったけれども、写真をつけて私が質問したという形で政務活動費を使って出していた人がいたような気がします。

そうではなくて、例えば、会派で視察に行ったときの視察風景の写真を撮る、たとえそれが顔写真というか後ろ姿であってもそれはいいのだらうと思うのですけれども、一々そこで顔写真を写すような、私の顔を写してくださいというような写真を撮って載せて視察し

ましたとか、そういったものは違うのではないかなと思います。やはりこれは最小限ということはどういうふうに判断するのがいいのかというのはなかなか難しい部分があるので、すごく慎重なものなのではないかなと。

それこそ顔写真というのは、基本的に正面の顔写真みたいなものは議会だよりで十分出ていますのでそういったもので補完もできますし、ホームページでも見ることができます。例えば、いろんな会派さんが視察に行ったときの風景の写真、視察しているときの状況写真という部分に関しては問題ないと思うのですがけれども、そういったものにとどめるということも必要なのではないかなと思います。

吉田委員

具体的なことを言いましょうか。私のところの会派の顔写真というのは、あくまでも本会議中の質問で議会事務局の方が撮ってくれた写真しか使っていません。そんな正面の記念撮影みたいなものは使っていません。そして、今、松井委員が言われたように、実際、会派として視察なり見学なり調査に行ったときの写真しか載せていません。あとは、写真というのは、学校問題と言われたら学校の風景とか、学童保育の風景とかというのは載せまされども、それには顔は入りませんからね。

そういう点で言うと、全然問題ないのではないかなという気がします。

座長 ほかに質疑は。

橋本委員 この写真の掲載は必要最小限に抑えると、これは全然理解できるのです。例えば、私の思いで言ったら、やっぱり誰が質問したかという顔写真、その周りの写真というのは必要かどうか、あってもいいのかなと思っています。ただ、逆に言うと、視察写真みたいなものは、本当に記念撮影みたいなものは慎むべきだなと思っていますし、例えば、何々市役所へ行ってきましたと。そういったところで前に立って写真を撮っているようなものは全くお呼びではないし。だから、見たものそのものを写すというのは必要かもしれないけれども、そこに人が写り込む必要はないかなと理解しています。

吉田委員 政務活動費の不正問題で大きな問題になったのは、ある議員が住民運動会に参加しました、老人クラブのパークゴルフ大会に参加しましたというのがうわーっとちりばめてあるのが広報で集めて請求していたというのが問題なのであって、今、橋本委員が言われたように、

質問の、うちは2センチ四方ぐらいの小さい写真ですよ。それぐらいはあってもいいし、視察はあってもいいと。地域の行事に参加しましたは違うかな。だからそういうふうに。

松井委員 そもそも今、その議論はされていませんので、違うことを発言しないように注意していただきたいと思います。

座長 質問の内容に沿って発言をお願いします。

吉田委員 関連質問です。関連発言ですから。何を言っているのですか。

座長 私から、なぜこのような提案になるかといいますと、先ほど大島委員が言われたように、選挙期間が近づいてきたりした場合に、どうしてもこれが個人の政治活動であったり、議員活動であったり、選挙活動に近いのではないかという疑義を持たれるというところが1つ大きなネックになっています。訴訟の内容についても、多分そういったところが議員の個人的な活動と政務活動との線引きが非常にやりづらいということを示しているのだろうというふうに思っています。
私の座長案としては、まずはこういった顔写

真が必要だという意見も分かります。私は掲載するべきではないとは言いませんが、見る人によっては、これは個人のPR活動ではないかというふうにとられかねない側面もあるので、当面は、政務活動外というふうに位置づけをして按分を適用されてはどうかというのが座長からの提案内容になります。これについて、御理解をいただいた上で意見の表明はありますでしょうか。

村石委員

座長の今のお話は、概略的、概要的に賛成できるところが多いです。したがって、前段の行、写真の掲載は必要最小限に抑えるということは賛成です。

ただ、どういう写真をどれくらいの大きさと、どこに載せるかというのはいろいろなことがあって、例えば、尼崎市議会の政務活動費運用マニュアルに関連した資料を見ると、大きさまで規定されているのです。これぐらいの大きさとか、例えば、視察に行ったら顔の大きさが1センチ四方でない駄目だとか、そういうようなことで決めているところもあります。だけれども、私は、政務活動を行っている様子とか、議会で質問している様子とか、必要なものはしっかり掲載をすべきだという具合に思います。

後半の部分については、やはりこれは判決が出るまでというよりも、現在の運用指針にあるように、写真は掲載してもいいということになっていますので、判決が出るまで2分の1に按分する必要はないというのが意見です。

座長 ほかに意見の表明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 意見の表明がないということで、採決に移りたいと思います。
この座長提案について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

座長 全会派の賛同が得られませんでしたので、この案件は採用しないことに決定いたしました。それでは、次に、時候の挨拶についてであります。
時候の挨拶については、座長案としては、一般的に使用される定型的な挨拶文、この程度であれば認めたらいいのではないかと。ただし、公明党さんから指摘がありましたとおり、年賀状や暑中見舞い、その他これに類する挨拶

挨拶、先ほど吉田委員からも言われましたように、議長の就任挨拶であったりとか、こういった挨拶状を目的としたものは一切認めないと。政務活動に係るこれについても、今、継続中であるということから、安全側を取って政務活動目的外として按分の対象としてはどうかということではありますが、質疑はありますでしょうか。

吉田委員 座長案に賛成です。

村石委員 按分の対象ですよ。

座長 当面、按分の対象になります。

村石委員 按分の対象に賛成？

吉田委員 ちょっと待って。

橋本委員 この程度ならいいということでここに書いてあるけれども、例えば、災害が起きたときにお見舞い申し上げますみたいな話だって要るし、今年に関しては、オリンピックで大活躍して日本人としてどうだからとか、そういったこともやっぱり通常出てくるものだと思います。だから、どこまでが必要のない文章な

のかというのは難しいけれども、もう少し肉づけしてもいいかなという思いはあります。

座長

私としては、この座長案②、③は否決されましたが、②、③、④で2分の1以下だったら、2分の1まで認めていいのではないかと。逆に言えば、その2分の1に至るまでだったら必要最低限の顔写真、必要最低限の議員名、必要最低限の今おっしゃられる挨拶、ここについては認めてもいいのではないかという提案になっているわけです。残念ながら②、③は認められませんでした。④については、こういう挨拶文、先ほど言われたオリンピックの話などを書かれる場合は、当面の間は按分適用して2分の1にしてはどうかという趣旨になっています。

村石委員

私は橋本委員の言われたことに賛成の立場で言わせてもらいますけれども、やはり第三者機関の公認会計士の方が、挨拶文について、こういうのが問題になっているのですけれどもと聞いたら、それは本論に入る前の挨拶文なのでしょうと。そういうものはあってしかるべきではないですかと。そのほうが読み手も読みやすいということと言われた経験があります。

したがって、今ほど橋本委員が言われたようなオリンピックのこととか、災害があったこととか、そういうことを書いても、それは全額政務活動費で使うことができるという具合に思います。

座長 質疑はないですか。

金谷委員 基本的には座長案に賛成で、当然、これぐらいの挨拶文は認めるべきだろうなというふうに思います。
以上です。

高田委員 この時候の挨拶の範囲が、さっきからどこまでがいいのかみたいなことで、多分、1回1回そんな誰かがつくった案をみんなで、では、これは認めるか、認めないかみたいなことになりかねないことがあるので、基本的に、今、最後に出ている判決の結果をまず見たいというのがあります。
あと、公明党さんが言われているみたいに、公職選挙法の関連で、自筆によるものを除いて、年賀状、暑中見舞い、それらに類する挨拶状は出してはならないというところに触れないという明確な基準みたいなものがあつたほうがいいのではないかなと私は思います。

大島委員 住民訴訟においても、会派としての2行程度の時候の挨拶については相違がないので、これは2行程度であれば全く問題ないし、その時候の挨拶が最初になれば、かえって文としておかしいと思います。よろしく願います。

吉田委員 私も今言われたように、例えば、うちのほうがイメージしているのは、議会広報は議会報告という形で議会ごとに4回出しているわけです。12月議会の報告を1月中下旬に出すと。そこに市議会だよりの横に明けましておめでとうございますとか、賀正とかというのは極めて自然だし、その程度なら認めるべきだと思うし、大きな災害があったら、これは議員個人名ではなくて会派名でお見舞い申し上げますというのはどこかの囲みであってもいいし、そこは一定程度なら認めていくべきだという気がします。

大島委員 公明党さんのところで、公職選挙法に年賀状、暑中見舞い、それらに類する挨拶状を出してはいけないという決まりがあるところから、そういうものを出すということが、そういう年賀状とか暑中見舞い代わりになるというこ

とを禁止している法律の趣旨ではないかなと思います。それで時候の挨拶は許すけれどもこういうものは駄目だというふうに言っているんじゃないかなと思いますが。

座長

皆さん原点に立ち返っていただきたいのは、これが政務活動として必要不可欠な内容なのかどうなのかというところなのだろうと思います。確かに、私は時候の挨拶はあったほうが読みやすいというのも分かります。ただ、これが政務活動として、市民の税金を使うものとして正しいかどうかという判断をされたときに、私はまだ一抹の判断基準が分かれるのではなかろうかなというふうに思っているわけです。だからこそ、按分を適用してはどうかと。

これは、裁判の中では2行程度、この2行が長い2行なのか短い2行なのかにもよりますが、何とも判別しづらいところはあるのですが、そういった視点に立って、私は、これを按分すれば、市民の皆さんにも説明のできる範囲で皆さんの思いを伝えるすべは出てくるのではなかろうかなというふうに思っているわけです。

その辺を十分御理解をいただいて、意見の表明に入りたいと思います。

意見の表明はありますか。

橋本委員

先ほど座長が言われました②、③、④、こう
いったことを認めながら、当然、最終的には
按分すると。しばらく按分しながら運用して
いくのがいいのかなと思っていますが、結局、
この必要最小限とか何やらとかという曖昧な
ところで、ちょっと曲がった解釈が出てくる
ことが一番恐れられていることなのです。い
ずれにしろ、そういったことにも少し目を向
けながら按分するというのが私はいいいのでは
ないかなと思います。

座長

よろしいですか。

それでは、採決に入りたいと思います。

この座長案に賛成の諸君の挙手をお願いしま
す。あくまで座長案そのままということで、
当面は按分したらどうかと。

〔賛成者挙手〕

座長

全会一致ではありませんので、採用しないこ
とと決定いたします。

皆さんにおかれましては、いま一度確認をし
ていただきたいのは、この運用の手引は、全
ての会派が全会一致の下で作ってきた手引で

あります。ですので、全ての会派がそれぞれの会派の支出に対して認めるというものの以外は、本来なら支出ができない。先ほど橋本委員が言われたとおりであります。にもかかわらず、最近はその解釈の部分とか、個人的な裁量の部分があまりにも大きくなって会派間の隔たりが大きくなってきているところは、座長としては大変懸念されます。

これがこのまま個々の会派の裁量であったりとか、解釈の仕方によって運用が自由に変わってくるようでしたら、この検討委員会並びに手引自体も形骸化してしまうおそれがありますので、この点については私から、今回も座長から提案をさせていただきましたが、4つとも成案ならずということになっていますので、そういったことも踏まえて、議長のほうに答申をさせていただきたいなというふうに思っています。

複数の会派から、今の決め方では何も決まらないと、改善が見込めないという声もいただいていますので、多数決を導入してはどうかという御意見もいただいています。多数決にするというわけではなくて、そういった意見があったことを申し添えて、議長のほうに上げたいと思います。

それでは、最後に、協議事項の5番目、タブ

レット端末であります。

このことにつきましては、タブレット端末導入検討会において現在協議が進められているところでありまして、導入経費及び通信費を政務活動費でも負担することについて、議長から本検討会に協議されたい旨の依頼がありました。

このことについて、事務局から説明を求めます。

庶務課長

それでは、時間もないので少し早口になりますが、お願いします。

資料の、このタブレット端末の導入についてというものを御覧ください。

現在、タブレット端末等導入検討会において、タブレットの導入について具体的な案が検討されているところであります。

まず、1ページを御覧ください。タブレットの使用範囲につきましては、公務及び政務活動の範囲ということで、基本的には検討がなされています。

下の段に行きます。この矢印の2つ目のところに、調査・研究活動における各種資料などの閲覧、また、上から4つ目のところに市民説明会や視察先での活用ということで、政務活動を意識した使用を想定しているものであ

ります。

次の裏面をお願いします。2ページになります。2ページのほうで、費用負担について認めています。タブレット端末及びソフトウェア、これは標準仕様に係るものということで、これについて政務活動費を2分の1充てるということ、また、通信費につきまして、これは上限3ギガということで、これについても政務活動費を2分の1充てたいということになっています。ただし、これにつきましては、こちらの政務活動費のあり方検討会のマターになっているということで、本日協議をお願いしているものでございます。

それで、先ほど言いました標準仕様につきましては、この2ページの下段にタブレット端末、ハードの標準仕様が記載されています。3ページの下段に、ソフトウェアの標準仕様が記載されているということでございます。

それで、参考までに、3ページの右側の上のタブレット端末の種類でございます。今まではこの標準仕様に当てはまるタブレット端末というのは、iPad Pro（第5世代）という12.9インチのサイズのものになります。これですと、これは一般的な小売価格ということですが、大体15万円ぐらいするということになっています。タブレッ

ト端末についての耐用年数は4年間ということになるので、例えば、これを48か月で割ると、月額で大体3,000円ぐらいになります。

先ほど通信費につきましても上限3ギガということで申し上げましたけれども、これも契約する携帯電話会社によって変わってくるかもしれませんが、大体月3,000円という金額になるわけです。

合計しますと、議員1人当たり月6,000円ぐらいの負担がかかってくるということになりまして、仮に政務活動費で2分の1負担してくださいよということになると、1人当たり月約3,000円の負担が政務活動費として発生するというところでございます。

ちなみに、現在の政務活動費の運用指針の中では、もう一度中を御覧いただきたいのですが、まず40ページに備品費についての基準が出ておりまして、この40ページの表の上から7行目、この欄の一番下、タブレット端末の導入費については、経費の2分の1とするということで、導入費用については2分の1まで認めるというふうになっているわけでございます。

一方で、通信費につきましても43ページを御覧ください。6、通信運搬費とありまして、

表の2つ目の通信費のほうを御覧ください。中ほどにアスタリスクがあるところからですが、旧指針で支出を認めていたタブレット端末に係る通信費の基準は廃止したとなっています。

ページを少し遡っていただいて、15ページを御覧ください。15ページのこの枠の中には、新・運用指針（平成29年3月策定）におけるポイントとして、本市独自の運用として、政務活動費の支出することができないこととした経費というのが書かれておりまして、一番下の⑥のところに、タブレット端末に係る通信費は、支出することはできないとしているところがございます。

これについて考えますところ、タブレット端末については、これはどこへでも持っていけるというところで、基本的には政務活動については、その拠点である控室において政務活動を行っていただくというのが基本になっているわけなのですが、それ以外も、自宅においてタブレット端末を使ったときには、いろんな情報をそこで見られるわけですから、政務活動以外のものに使う可能性が非常に高いと。可能性の問題なのですけれども、そういうことで支出ができないとされたのだというふうに理解をしています。

そこで、先ほどのこのタブレット端末の導入検討会の資料の2ページと3ページをもう一度御覧いただきたいのですけれども、今回、ここで検討しているものにつきましては、先ほども申し上げました、まず、使用上のルールとして、公務及び政務活動に限定すると、これは何らかの管理規則みたいなものをつくってルール化をしたいというふうに考えています。

2つ目には、通信費については、先ほど申し上げましたように、無制限に利用できるということではなくて、3ギガまでに制限をするということ。

3つ目には、3ページの一番下になりますが、MDM（モバイル端末管理ツール）とあります。一番下のほうにアプリケーションの一括管理機能ですとか、コンテンツの管理機能というふうに書いてあるのですが、これは何かといいますと、アプリケーションの一括管理というのは、モバイルにいろんなアプリケーションとかソフトを入れる際には自由に入れられないと。管理用のモバイルが我々のほうにあって、そこで許可をしないと何でもインストールできないような形にすることができます。そういうことで、自由に目的以外のソフトを入れることはできないようにしたいと

いうふうに考えているということ。

また、その次のコンテンツの管理というのは、ホームページのサイトについて、フィルターをかけて何でも自由に閲覧はできないようにするものでございます。

そういった形で、一定程度の制限をしながら、目的外利用を抑制していくという考えであります。

4つ目には、今回のタブレットにつきましては、会議システムですとかグループウェアについてはクラウド環境での利用ということを考えています。このクラウドということは、インターネットが使えれば、今回導入しようとしているタブレット以外のタブレット、例えば、皆さんが御自宅で持っておられるパソコンとかほかのタブレット、そういったものでもインターネットにつないで、この会議システムですとかグループウェアにつなげることができるということで、このタブレットを使って政務活動や公務以外のものを見る可能性を低減させていくということが出来ます。

そういう様々な制約を設けることで政務活動以外の利用の可能性をかなり下げるということで、今回、タブレット端末等導入検討会のほうで検討を行っているということで、この通信費の2分の1負担するということについ

て御了解いただけないでしょうかということ
を皆さんで議論いただけないかということ
でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

座長 それでは、これより質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
これより、本提案について意見の表明を行
います。
意見の表明のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長 そうしましたら、この提案について賛否をお
伺いします。賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

座長 全会一致でしたので、この案件は採用する
ことに決定いたしました。
今後、指針に盛り込むなど検討したいと思

ますが、その具体的な内容は次回以降にお示ししたいと思います。適用時期もその際にお示しして協議を図りたいと思います。

それでは、ここまでについて、何か御意見等がありますでしょうか。

高田委員

先ほど広報誌のいろんな観点から、作る際の注意しなければいけない点みたいなのがいろいろ出ていたと思うのですが、ここに配付されている右側、指針でいうと27ページですか、その広報誌を配付するときとかに注意しなければいけないことがここに載っているのです、例えば、市民に広く周知するものでなければならず、特定の団体やその構成員のみに対する広報公聴は対象外とするという点ですとか、送付する際には会派名義のものを利用するという、こういうちゃんと書かれていることをしっかり守るように、いま一度この場で確認したほうがいいと思います。

座長

諮ることもさることながら、手引に書いてあることは絶対ですので、これは皆さんでつくってきた皆さんのルールですから、これはもう絶対に遵守をしていただきたいと思います。その上で、いま一度、皆さんには、政務活動費を使われるときには説明責任があること、

そして、全会一致で決めてきた経緯を十分に理解していただいて、皆さんの使途が全会一致を受けられる、そういった支出に限定していただくことを改めてお願いを申し上げて、本日の協議を終了したいと思います。

本日はこれをもって政務活動費のあり方検討会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和3年10月18日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 久 保 大 憲

署名委員 豊 岡 達 郎

署名委員 大 島 満